

様式第九号（第十条の六関係）

許可番号 04523051569号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 宮崎県都城市都北町7403番地

氏 名 株式会社エコロ 代表取締役 宮内 浩文
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎県知事 河野 俊嗣



許可の年月日

令和5年3月29日

許可の有効年月日

令和9年11月7日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理業（破碎、圧縮固化）

産業廃棄物の種類

中間処理業（破碎）に係るもの

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類でこれらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

中間処理業（圧縮固化）に係るもの

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 以上4種類でこれらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面のとおり

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

許可の更新又は変更の状況

許可更新年月日 及び許可番号	許可の更新、変更事項等
平成14年11月8日 4523051569	新規許可
平成15年7月23日	変更届出：木くずの保管面積、保管上限変更
平成15年8月5日	変更届出：木くずの破碎施設（移動式を含む）
平成19年8月29日	変更届出：保管場所及び破碎施設の設置場所の変更
平成19年11月8日 04523051569	更新許可
平成22年11月4日	変更届出：木くずの破碎施設の変更
平成24年11月8日 04523051569	更新許可
平成28年1月27日	変更届出：事業の用に供する施設（破碎施設）及び保管場所の変更
平成29年7月13日	変更届出：代表者及び役員の変更
平成29年8月16日	変更届出：保管場所の変更
平成29年11月8日 04523051569	更新許可
平成30年5月31日	変更届出：保管場所の変更
平成31年4月4日	変更届出：代表者の変更
令和4年9月1日	変更届出：保管場所の変更
令和4年10月26日	変更届出：保管場所の変更
令和4年11月8日 04523051569	更新許可
令和5年3月29日 04523051569	変更許可：中間処理業（破碎）の取扱品目の限定解除及び 追加 中間処理業（圧縮固化）の追加 それらに伴う処理施設及び保管場所の追加 以下余白



(別記)

- 1 事務所及び事業場の所在地
 (事務所) 都城市都北町7403番地
 (事業場) 都城市都北町7454番2 外

電話番号：0986-27-5225
 電話番号： 同上

2 事業の用に供するすべての施設

- (1)種類：木くずの破碎施設（固定式）

設置場所：都城市都北町7454番2

設置年月日：平成22年10月22日

処理能力：131.12t／日（8時間）

許可年月日：平成22年10月1日

許可番号：シレイ24935-16-5

- (2)種類：破碎施設

設置場所：都城市都北町5020番1、7457番1

設置年月日：平成28年1月25日

処理能力：14.48t／日（8時間）

- (3)種類：廃プラスチック類の破碎施設、木くずの破碎施設（以上同一施設）

設置場所：都城市都北町5020番1、5022番1、7403番1

設置年月日：令和5年1月27日

処理能力：16.08t／日（8時間）（木くず）

16.24t／日（8時間）（紙くず）

16.16t／日（8時間）（廃プラスチック類）

16.00t／日（8時間）（金属くず）

16.16t／日（8時間）（繊維くず）

許可年月日：令和4年11月25日

許可番号：シレイ24935-16-9

(4)種類：圧縮固化施設
設置場所：都城市都北町7403番1
設置年月日：令和5年1月16日
処理能力：16.08t／日（8時間）

(5)種類：廃プラスチック類の破碎施設、木くずの破碎施設、
がれき類の破碎施設（以上同一施設）
設置場所：都城市都北町7403番1
設置年月日：令和5年1月27日
処理能力：
62.40t／日（8時間）（木くず）
33.60t／日（8時間）（紙くず）
40.00t／日（8時間）（廃プラスチック類）
104.00t／日（8時間）（金属くず）
96.00t／日（8時間）（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）
120.00t／日（8時間）（がれき類）
16.80t／日（8時間）（繊維くず）

許可年月日：令和4年11月25日
許可番号：シレイ24935-16-10

3 保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1)所在地：都城市都北町7454番2、7455番1
面積：382.7m²
種類：木くず
保管上限：586.8m³
高さ：4.6m

(2)所在地：都城市都北町5020番1
面積：25m²
種類：ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る）
保管上限：37.5m³
高さ：—（屋内）

(3)所在地：
①②③-2⑤-1⑤-2⑥都城市都北町7403番1
③-1⑦都城市都北町7457番1④都城市都北町5020番1
面積：
①13.2m²②4.35m²③-155.8m²③-213.2m²④10.56m²⑤-12.175m²
⑤-21.805m²⑥13.2m²⑦34.2m²
種類：
①木くず②紙くず③廃プラスチック類④金属くず⑤繊維くず
⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑦がれき類
保管上限：
①19.8m³②5.22m³③-178.12m³③-227.72m³④20.06m³⑤-12.61m³
⑤-22.71m³⑥19.8m³⑦34.2m³
高さ：
①③-2④⑥—（容器）
②⑤-1—（屋内・容器）
③-1⑤-2⑦—（屋内）

4 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

(1)中間処理業（破碎）：ハンマーミル方式 株コマツ製 BR120T-1型
(2)中間処理業（破碎）：2軸剪断式 鎌長製衡株製 GC-150HF型
(3)中間処理業（破碎）：低速一軸回転方式 株御池鐵工所製 RPC-70200-260型
(4)中間処理業（圧縮固化）：二軸回転羽根成型方式 株御池鐵工所製 MH-VI-300型
(5)中間処理業（破碎）：低速二軸回転方式 株御池鐵工所製 MGCH-70150-300型

5 特記事項

県外産業廃棄物の宮崎県内への搬入に当たっては、「宮崎県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」（平成4年10月26日定め）の規定を遵守すること。